**退 職 金 規 程　サンプル**

＊中退共制度加入会社の規程

株式会社○○

目 次

第１章　総　則 1

第２章　退職金の計算 1

第３章　雑　則 3

附　則 4

# 第１章　総　則

（目的）

第 条　この規程は、就業規則に基づき従業員の退職金に関する事項について定めたものである。

（適用範囲）

第 条　この規程は、正社員（以下「従業員」という）に適用する。なお、次の各号の一に該当する者は除く。

1. 嘱託従業員
2. 期間雇用契約社員（無期雇用に転換した契約社員を含む）
3. パートタイム従業員（時給契約従業員）
4. 臨時雇い従業員（アルバイトなど）

（受給資格）

第 条　退職金は、勤続１年以上の従業員が次の各号の一に該当する退職の場合に支給する。但し、自己都合による退職の場合には勤続３年以上の従業員に支給する。

1. 定年による退職
2. 死亡による退職
3. 会社都合による退職
4. 休職期間満了による退職
5. 自己都合による退職

（退職金共済契約）

第 条　この規程による退職金原資を確保するために、会社は従業員を被共済者として中小企業退職金共済事業団（以下「中退共」という。）と退職金共済契約を締結する。

1. 新たに雇い入れた従業員については、採用日から２年経過した日の翌月に中退共と退職金共済契約を締結する。

# 第２章　退職金の計算

（退職金の算定方式）

第 条　退職金は、次の計算方法により算出する。

退職金＝退職時点の累計退職ポイント×ポイント単価×自己都合退職係数

（退職ポイント）

第 条　毎年年度末の3月31日に下記表の等級別年間ポイント（以下「年間ポイント」という）を付与する。

|  |  |
| --- | --- |
| 付与日時点での等級 | 年間ポイント |
| １ | ５ |
| ２ | １０ |
| ３ | ２０ |
| ４ | ３０ |
| ５ | ４０ |
| ６ | ５０ |
| ７ | ６０ |

1. 年間ポイントの付与は定年退職日までとする。
2. 年度（4月1日から翌3月31日）途中で退職する場合には、退職時の等級による年間ポイントを月割り計算により付与する。
3. 次の在籍期間は年間ポイントを付与しない。なお、年度途中に休職・休業の開始または終了したときには、積立ポイントを月割り計算により付与する。
4. 休職中の期間
5. 育児介護休業期間
6. 月割り計算は次の方法による。

月割り積立ポイント(小数点第2位に切り上げ)

＝該当等級の年間ポイント×在籍月数（１ヵ月に満たない月は１ヵ月とする）÷１２

（退職ポイント単価）

第 条　退職ポイント単価は10,000円とする。

1. 会社の経営状況や世間相場他経済状況により、退職ポイント単価を見直すことがある。

（自己都合退職係数）

第 条　自己都合退職係数は次の表による。

|  |  |
| --- | --- |
| 勤続年数 | 係数 |
| 満３年未満 | ０.０　 |
| 満３年以上５年未満 | ０.４　 |
| 満５年以上10年未満 | ０.６　 |
| 満10年以上15年未満 | ０.７５ |
| 満15年以上20年未満 | ０.９　 |
| 満20年以上 | １.０　 |

（退職金の加算）

第 条　在職中の勤務成績が特に優秀で会社の業績に功労顕著であったと会社が認めた従業員に対して、功労加算金を支給することがある。なお、功労加算金を支給する場合およびその額は、その都度取締役で決定する。

（退職金の減額）

第条　次の各号の一に該当する者については、退職金の一部または全部を支給しないことがある。

1. 就業規則に基づき懲戒解雇された従業員
2. 会社に重大な損害を与え懲戒される前に退職した従業員
3. 退職金支給日までの間に在職中の行為について懲戒解雇事由が発見された従業員
4. 前項に該当する場合には、中退共から支払われる退職金について、会社はその減額を申し出ることがある。

（中退共から支払われる退職金との関係）

第条　中退共から支払われる額が、当章の規定により算出された退職金額より少ないときは、その差額を会社が支給し、中退共から支払われる額が多いときはその額を本人の退職金の額とする。

# 第３章　雑　則

（届出義務）

第条　この規程による退職金を受けようとする者は、必要な書類を所定の期日までに提出し、かつ照会のあった事項について遅滞なく回答しなければならない。

（退職金の支払方法）

第条　退職金は、会社が従業員（従業員が死亡した場合はその遺族）に交付する退職金共済手帳により、従業員または遺族が中退共から直接支給を受けるものとする。

1. 従業員が退職したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、本人または遺族が退職または死亡後すみやかに中退共に対して退職金を請求できるよう手続きをおこなう。
2. 前々条の規定により差額を会社が支給する場合は、やむを得ない理由がある場合を除き退職後30日以内に本人または遺族にその差額を支給する。

（遺族の範囲および順位）

第条　前条において遺族とは、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定による者をいう。但し、同順位の者が２名以上となる場合には、そのうちの最年長者を代表者としてその者に支払いをおこなう。

（受給権の処分禁止）

第条　この規程による退職金を受ける権利は、これを譲渡し、または担保に供することはできない。

（退職金の返還）

第条　従業員が退職または解雇された後、その在職期間中に第10条第1項に該当することが明らかになったとき、会社はすでに支給した退職金の一部または全部の返還を当該従業員に求めることができる。

（規程の改廃）

第条　この規程は、関係諸法規の改定、会社状況および業績等の変化により必要がある場合には、従業員代表と協議のうえ改定することがある。

# 附　則

制定 平成23年9月1日

改訂 平成24年1月10日 第16条を追加

　　　令和2年3月23日 第2条2号にカッコ書きを追加